

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	大津市教育委員会 事務局 生涯学習課
委 託 業 務 名	令和2年度「人権・生涯」学習推進事業委託
委 託 業 務 場 所	大津市
概 要	「人権・生涯」学習事業および事業推進事務
契 約 期 間	令和2年 4月1日 から 令和3年 3月31日 まで
契 約 年 月 日	令和2年 4月1日
契 約 金 額	3, 284, 000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 大津市御陵町3番1号 〔名 称〕 大津市「人権・生涯」学習推進協議会連合会
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該委託業務は、人権学習に係る講演会の開催、研修会の実施等であるが、地域固有の課題、これまでの取組等にも配慮した事業実施が求められることなどから、本市における人権学習の経過等を踏まえ、本市における人権意識の高揚・普及に長年にわたり取り組み、豊富な実績を有するとともに、地域事情にも精通しているのは同団体のみであるため、随意契約するものである。
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
 2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。